

# 農林水産業の金融対策

宮城県の農林水産業の被害額は、1兆2952億円に上った。被災した農林水産業者に当面の運転資金を融資することは急務であり、平成23年6月に、県独自の「東日本大震災農林業災害対策資金」及び「東日本大震災水産業災害対策資金」を立ち上げた。

その後、既存の融資制度に対し、震災特例による大幅な貸出要件の緩和が図られ、特に日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等については償還期限・据置期間の3年間延長に加え、融資限度額の引上げ等が決定されたため、運転資金の需要の多くを支えることとなった。

その後は設備投資への資金需要が高まり、農業近代化資金、漁業近代化資金（いずれも震災特例措置適用）の活用が図られた。漁業近代化資金については、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の補助残融資としての利用が可能とされたため、平成23年11月に設立された施設保有漁業協同組合へ大口融資が実施され、漁船や漁具を漁業者にリースする新たな事業の推進に寄与した。

H25		H23		年
1	4	10	18	月
11	25	18	14	日
				主な県の対応等
				① 転機となった取組等
・「東日本大震災水産業災害対策資金」を「漁業経営震災復旧特別対策資金」に組替え ・「東日本大震災水産業災害対策資金」を「漁業経営震災復旧特別対策資金」に組替え		① 東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）を設置 ・制度資金の償還猶予等の対応について市町村及び県地方機関に情報提供		
① 施設保有漁業協同組合（北部・中部・南部）を設立		・農林水産大臣に農林水産業の復旧・復興に向けた緊急要望 ・「東日本大震災」に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」施行（東日本大震災の被災者は償還期限・据置期間ともに3年延長） ・国の利子助成事業により、農業近代化資金及び漁業近代化資金の実質無利子化（平成23年3月11日から適用） ・水産庁より「共同利用漁船等復旧支援対策事業実施要綱」の通知		
① 水産関係機関向けの説明会を県内2会場で開催（5月27日気仙沼、5月30日仙台）		① 農林業関係機関向けの説明会を県内6会場で開催（5月24日大河原直理、5月25日登米・大崎、5月26日仙台・美里）		
・「東日本大震災農林業災害対策資金」及び「東日本大震災水産業災害対策資金」を創設 ・5月議会で「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の予算を確保		・「東日本大震災農林業災害対策資金」及び「東日本大震災水産業災害対策資金」の借入申込みを開始（平成24年11月まで） ・県議会8月臨時会において、災害対策資金に県の利子補給を上乗せする「災害対策資金特別利子助成事業」を創設		
・9月議会で県単独の被災施設等再建整備支援事業について承認 ・漁業信用保証基盤強化事業を創設				

## 何が起こっていたのか

### 農業関係金融対策

#### 被災者の思いを受け止める

平成23年3月14日～4月

#### 相談窓口の設置と情報提供

発災後、農林水産経営支援課では、農林水産業制度資金（以下、「制度資金」という）を取り扱う県内の農協、漁協及び金融機関等の被災状況を確認するとともに、営業店舗・預貯金の取扱い等についても確認に努めた。3月14日には、課内に金融相談窓口（農林水産分野）を設置し、資金の融通等の相談について、4月末までは休日も含めて担当職員が交代で対応した。また、国の1次補正予算成立に伴う制度資金の拡充状況について、活用が図られるよう分かりやすく整理してウェブサイトに掲載した。

※制度資金：地方自治体と金融機関と保証機関の三つの機関が連携して実行する融資のための資金。

#### 農林水産経営支援課職員

「すぐに相談窓口の設置を行いました。土日も交替で出勤し、対応をしたのを覚えています。また、4月の段階では国の支援策はまだ決まっていなかったため、情報収集に努めたほか、震災で通帳や印鑑をなくした場合であってもなんらかの形で身分を証明すれば金融機関で払戻しに応じてもらえる、といった情報を市町村や地方振興事務所に伝えていました」

「相談の内容としては『借りられますか？』という話よりも、『返せないんですけれど、ど



JAいしのまき北上支店（石巻市）

うしたらいいですか？」というほうが多かった。被災者の方々にとっては、生活資金の確保が優先で、新たにお金を借りたいというニーズはその後になります」

「相談をしてきた方が納得するまで話をお聞きするのが、私たちの仕事だと思いました。どこにぶついたらいいのかわからない思いを抱えて相談してくる方が多かったので、そうしたい思いを受け止めることが、必要だったと思います」

## 制度融資を行う関係機関との調整

### 東日本大震災農林業災害対策資金の立ち上げと制度資金の償還対応

平成23年3月～7月

発災後、県は大規模災害が発生した際に立ち上げる災害対策資金の制度設計に入った。災害対策資金は災害の規模によって支援内容が異なり、農協や漁協、金融機関との調整も必要となるため、制度設計に時間を要することとなった。5月の県議会において「東日本大震災農林業災害対策資金」のための予算が承認され、7月から申込みを開始した。また、県の災害対策資金の状況や国の各種支援制度について、農林業関係機関向けの説明会を5月24日から26日にかけて県内6会場で開催した。

制度資金の償還については、償還猶予等の運用を農林水産省に確認するとともに、既往貸付の償還期限の延長等の条件の緩和について要請した。約定償還日が迫っている当制度資金については、償還予定者をリストアップし、県地方機関に加え融資機関と連携しながら被災状況等を把握し、償還猶予の手続を行う等、被災者の個別の実情に応じて償還負担の軽減を図った。

#### 農林水産経営支援課職員

「新潟中越地震のときにどんな金融制度があったのかを確かめるために、新潟県に電話で問合せをしました。金融対策だけでなく、経営支援策を含めて農業者を支えていくべきだということを、親切に教えていただきました」

「発災直後から制度資金の検討を始めましたが、当初は被災状況がつかめなかったため、制度の規模が想定できませんでした。制度資

### 県災害対策資金の概要

	東日本大震災農林業災害対策資金	東日本大震災水産業災害対策資金
対象者	①震災により農林業経営が困難となる個人及び団体 ②東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う出荷制限等により農林業経営が困難となる個人及び団体	・震災により漁業経営が困難となる個人及び法人
用途	・施設の補修、更新、運転資金	・施設の補修、更新、運転資金
貸付限度額	①個人150万円（特認300万円）・団体500万円 ②個人、法人1,000万円	・漁船、漁具、養殖施設及び水産物被害額の10割又は、1,000万円のいずれか低い額
貸付条件	・無利子～年1.25%（取扱金融機関による）	・無利子～年0.75%（取扱金融機関による）
償還期間	①5年又は7年（うち据置き1年）以内 ②7年（うち据置き1年）以内	・13年（うち据置き5年）以内

金は、県が直接貸し出すわけではないので、農協や金融機関と調整をしなければならず、制度設計に時間がかかりました。結果的に5月議会で予算の承認を頂いて、6月に立ち上がった形ですが、今考えれば、もう少し早い対応ができていれば良かったと思います」

「県としては、どうしても借りる側、農業者の立場で制度を考えがちなんです。貸す方の立場も考えないと、動かない制度ができてしまいます。県が貸出限度額を上げたとして



浸水した水田（石巻市）



被災した巨理町漁協

も、貸し出すのは農協です。『上限まで借り

られなかった』という苦情に対して、制度設計をした県が『それは農協さんが決めたことだから』と突き放すことはできません。制度を作ればすぐお金が流れると思われがちなんです。決してそうではなく、被災した農業者に着実にお金が行き届くよう、審査や保証を含めて、関係機関と調整するのが県の役割です』

「既に農家の方々が借りている制度資金をそのままにしておく、延滞による違約金が発生してしまうので、償還期間の延長や償還の猶予をする必要があります。そういった対応について国や農協に確認をしたり、返還が困難な方には、どこに相談したら良いのかを

お知らせしました」

### 融資額の増大

平成23年6月～12月

#### 既存融資制度への対応

県は、農林業災害対策資金を立ち上げたが、農林水産省の既存の融資制度である農業近代化資金、日本政策金融公庫の取り扱う農業経営基盤強化資金（スーパー資金）、農林漁業セーフティネット資金に対し、震災特別により実質無利子・無担保・無保証人とする資金融通の円滑化を図られ、融資額も大幅に増加した。震災直後の平成23年度は、運転資金としてセーフティネット資金の融資が大幅に増え、その後、設備投資への資金需要が高まり、農業近代化資金やスーパー資金の活用が図られ、農畜産業の復旧・復興の一助となった。

#### 農林水産経営支援課職員

「被災した農林水産業者のニーズとして、被災直後は生活費で次が事業資金となるのが一

## 水産関係金融対策

### 漁業者の不安解消が優先

平成23年3月～4月

#### 制度資金の償還対応

震災により、宮城県漁業協同組合は甚大な被害を受け、漁業者への金融関係業務は一切停止となった。このような状況の中、国の沿岸漁業改善資金造成補助金を受けて県が漁業者に融資を行う沿岸漁業改善資金の償還期限が5月に迫っており、県は国への償還猶予の要望を行ったほか、漁業者の返済に対する不安解消に努めた。

#### 農林水産経営支援課職員

「発災から1週間後に石巻の県漁協に行きましたが、内部が散乱していて、とても業務ができるような状態ではありませんでした。漁業者は明日暮らすための現金がない状況でした。後日、漁協が移動式のキャッシュディスプレイを借りてきて、一人当たりの限度額を設けて当面の生活資金をお渡ししたと聞きました」

「返済の延滞が発生する前に『あなたは借金』のことは心配しないで大丈夫です」と言える

### 漁協と擦り合わせが必要

平成23年3月～5月

#### 水産業災害対策資金の検討

農林業と同様に水産業に関しても発災後から災害対策資金の検討に入った。しかし、沿岸部の漁協は組合員の安否確認に追われ、制度の調整をするような状況ではなかった。5月に入り、水産庁から漁船や共同利用施設に対する補助メニューが出されたが（詳細はテーマ「漁船・水産業共同利用施設等の復旧」参照）、その時点では金融対策はなかったため、5月に行った水産業関係の支援事業の説明会では県職員が答えに窮することとなった。

#### 農林水産経営支援課職員

「住む家も船も失った方々に一体何を貸せばいいのかという状況でした。農林水産経営支援課の金融班としては、災害が起これば災害対策資金を自動的に立ち上げるので、そういう動きはしましたが、実際の資金需要は違うだろうなと感じていました。まずは漁協の金融部門と擦り合わせをしなければならいんですが、壊滅的な状況でしたから、お伺いしてもなかなか具体的な話はできませんでした。漁協の皆さんは、組合員の安否確認に追われていましたので、内々に制度の検討を進めていきました」

「説明会には、被災された漁業者の方が300人くらい集まっていて、すぐに再開したいという思いを強く感じました。施設や船に対する水産庁の補助メニューが立ち上がっていたので、そちらの話はできるんですが、金融の方は制度がなかったため、厳しい状況でした」

### 運転資金需要はセーフティネット資金へ

平成23年6月～

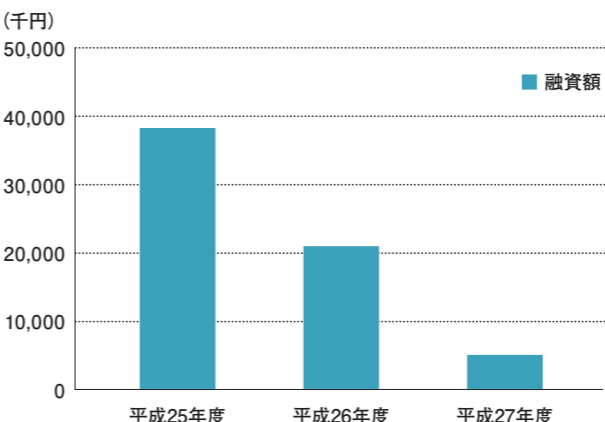
#### 既存融資制度への対応

平成23年6月、農林業関係同様に、県は漁業者の当面の運転資金確保や水産業施設の応急復旧のために「東日本大震災水産業災害対策資金」を立ち上げた。その後、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等については、償還期限・据置期間の3年間延長に加えて融資限度額の引上げ等の特例が決定されたため、運転資金の需要の多くがそちらに流れることとなった。

般的ではあるのですが、それは個々の方々

の復興の進み具合によっても違うんですね。また、事業資金の中でも最初は借金の返済のお金がないとか、買った肥料代金を払わなきゃいけないとか、いわゆる運転資金の需要が発生するわけなんですけれども、その後、壊れた農機具を買いなおそうとかか小屋を直そうとかか、設備資金の方に動いていくので、そういう状況の変化に合わせて融資額や制度内容を合わせていかないとニーズに合わなくなるんですね。ですから、そういうことを調整していました。こういう条件とこういう条件があれば、通常1000万円までのところ、2000万円を上限にできるというように、使い勝手を良くしたいという思いで、少し複雑なオプションのあるような制度設計にしてみました」

### 漁業経営震災復旧特別対策資金の融資実績



出典：宮城県水産林政部水産業振興課

状況を作ることが、初動において一番大事な

ことでした。新規の貸出しは、優先順位としては2番目でした。金融機関である漁協自体が甚大な被害を受けている中で、県ができる対応はそれほど多くありませんでしたが、水産庁に了解を取って、『とりあえず今の借金は塩漬けになります』と漁業者に伝えることが最優先でした」

「沿岸漁業改善資金は、債権者である県が償還について責任を負う例外的な資金だったんです。しかも、1年間しか延長ができない制度になっていました。漁協の事務所を借りて漁業者さんに来ていただいて、『今年はいくら返して、残りは全部次の年に残債として繰り返していきましょう』といった話合いを続けていました」

#### 農林水産経営支援課職員

「施設保有漁協が船を所有して、漁業者に貸し出すという形ができました。漁業者にとっては、国からの補助金を除いた分を、払下げになるまでの何年間にわたり分割して、リース料として払えば良いというメリットがあります。県としては、近代化資金の貸付先は施設保有漁協になります。通常であれば、県が貸し出した金額の利息の補填をしますが、それが実質無利子化となりました」

「県が農業近代化資金の利子補給を承認して、漁協の信用共済部から北部、中部、南部にある施設保有漁協にお金が貸されます。そのお金にかかる利息分については、県が漁協の信用共済部にお支払いして」

「水産庁が大胆な決断をしてくれたおかげで、夏過ぎくらいから漁業者の皆さんの心に灯がともるような感じになりました。船が再び手に入ることが分かって、安心して年明けを迎えられるようになったと思います」

### 償還計画づくりを各方面から支援

平成24年度～平成26年度

#### 制度資金の償還対応

震災特別により農林漁業セーフティネット資金等、制度融資の貸付条件が大幅に緩和されたが、結果的に漁業者が複数の債務を抱えることとなり、償還が困難になるケースも見られた。県は、沿岸漁業改善資金の既往債務の返済については、県地方機関や融資関係機関と連携して借受者を訪問し、被災による影響を把握した上で、約定償還が困難となった借受者に対して償還猶予措置を講じた。

「平成24年度からは、セーフティネット資金の返済が始まりますが、沿岸漁業改善資金を含めると、二重三重のローンを抱えている方もいました。そういう方々が猶予を重ねて返済額がどんどん積み上がっている状況でしたから、どうやって償還計画を立てていくかなり悩みました。漁協や県の地方機関の水産漁政部職員にも入ってもらって、漁業者の方とみんなで電卓を打って『来年には10万返せるかな』『数年後には50万返せるんじゃないか』『ここは補助事業を使う』とお金の積み上げをやって、償還計画を立てました」

「ある程度中長期的な対応が必要になってくる漁業者さんに対して、つらい話を何回もお聞きすることだけは避けたいと思いました。償還計画の作業を引き継ぎましたが、担当が替わる度に『被災したときどうだったんですか』みたいな話を聞くことだけはやめようと肝に銘じていました。前任者が聞き取った情報は全部まとめて読み込んだ上で、『私はあなたのことある程度分かっています。その上でここにきています』という姿勢で関わるようにしていました。金融担当だからといって『いくら返しますか』みたいに切り出していくのではなく、その人が前向きに生きていく手段の一つとしての金融支援だという思いで人と接するようにしていました」

## 災害対応の経験から学んだこと

理論立てて国に要望すべきだった

農林水産経営支援課職員

「国の制度で国に決定権がある事業の場合、県が勝手に動くことはできません。そうした状況の中でも、もう少し積極的に国に要望すべきだったと思います。漁業者の苦しい現状は国に報告していましたが、『償還期限をもっと延ばしてほしい』といった部分を、もう少し理論立てて説得するような形で提案していけば良かったのかなと思っています」

曖昧な言い方は避ける

農林水産経営支援課職員

「漁業者に返済をお願いする際は、『国の決まりなので』という言い方をせざるを得ません。県が決められることではないので、勝手に『猶予します』とか『なんとかなします』という曖昧なことを言うのはやめようと思っていました。『言った・言っていない』は後で問題になるケースが多いので、県に決定権がない以上、漁業者に根拠のない期待を抱かせるような発言は控えるべきだと思います」

関係機関で連携して要望

農林水産経営支援課職員

「最初は水産庁から『被害の状況を教えてほしい』『どういった要望が現場で出ているのか』という問合せがきます。それにに対し県が回答した内容を融資機関である漁協と、保証機関である漁信基（漁業信用基金協会）にも



共同利用漁船

自分のやりたいことを業務に落とし込む

農林水産経営支援課職員

「部下として上司に指示されたことはやらなければいけません。ただし、やりたいことは常に自分の中でもっておくべきだと思います。機会があれば、自分のやりたいことを指示という形に変換できればいいと思います。ある年齢以上になって、言われたことをこなす段階を超えれば、なおさら自分のやりたいことが仕事の大きな部分を占めてくると思います」

制度のタイミングの見極めは難しい

農林水産経営支援課職員

「漁業者の方々から『とりあえず船を発注しないと』という話はよく聞きました。稼働している造船所が限られていましたから、船入手の焦りが漁業者にあったと思います。早く操業開始するという選択は決して間違っていないかと思いますが、後から有利な融資制度が出てくるので、結果として、『待っていたほうが良かった』ということになりました。制度が出てくるタイミングの見極めは、非常に難しいです」

過去の資料を読みこなした上で制度設計

農林水産経営支援課職員

「1993年の大冷害やその後の地震でも災害対策資金は制度化されています。その都度担当者は替わっていますが、在職している方がいれば、電話で直接話を聞いて、どういう方法で進めたら良いのか、細かいところの指示を受けます。利子補給したもについては全て書類が残っていますので、それを読みこ

## 今後の災害対応に向けた取組等

相談窓口を通じた被災農業者のニーズ把握

県では、これまでの度重なる地震や冷害等の農業災害の中で、災害対策資金等各種資金の対応をしており、東日本大震災においても相談窓口を速やかに設置し、被災された農業者からの相談対応を迅速に行うことができた。相談窓口においては、新たな資金のほか既往債務の返済の相談も多く、償還期間の延長や償還猶予、津波被災で通帳や印鑑等をなくした場合の対応等も含め、被災農業者の状況把握に努め、関係機関と連携した対応を行った。こうした相談内容については情報共有し、今後の災害対応に活用している。

農業者のニーズに対応した金融支援

制度資金による金融支援に当たっては、県だけでなく市町村やJA等金融機関が関わることになるため、関係機関と連携して対応する必要があります。特に災害時は関係機関と一層連携を強化した中で対応していく必要がある。

また、復興が進んでいく中で、震災当初は運転資金の需要が多かったが、復興が進んでいく中で被災した機械・施設等の修繕や調達のための設備資金の需要が多くなってきたことから、そ

の需要の変化に合わせて融資額や制度内容の見直しを行った。災害の内容によって状況は異なるが、農業者のニーズに対応した金融支援の体制づくりが必要となる。

東日本大震災での経験を踏まえた新たな支援制度

漁協や市中金融機関等も同時に被災したことから、漁業者への金融支援に向けては困難な側面が多かったが、被災者に寄り添った取組を行ったことに加え、施設保有漁協による保有資産の貸出しをはじめ、これまでの制度融資の枠を超えた新たな支援制度が創出されたこと等は、甚大な被害を受けた水産業の復旧・復興に大きく寄与した。

震災からの復旧・復興に向けた支援内容を整理したことで、他の自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応等における迅速な支援につながっている。

参照

記録誌等

- ・東日本大震災から2年間の災害対応の記録（宮城県農林水産部総務課・平成25年6月）
- ・東日本大震災の復旧・復興に係る宮城県農林水産部の対応記録（第2集 平成24～平成27年）（宮城県農林水産部 平成29年9月）

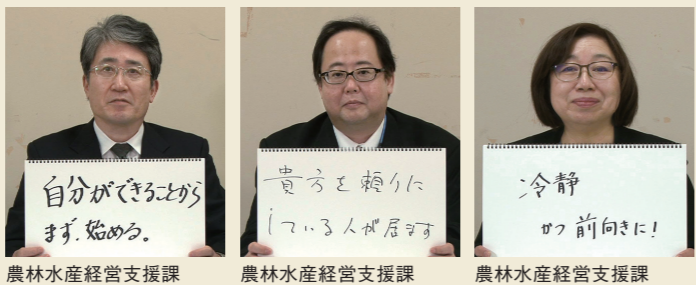


←ウェブサイトでも御覧いただけます



## 後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



農林水産経営支援課 農林水産経営支援課 農林水産経営支援課



農林水産経営支援課 農林水産経営支援課 農林水産経営支援課